

業務継続計画の概要(第1版対応)

1 計画の目的

南海トラフ巨大地震をはじめ水害等の自然災害や伝染病など、本会業務に影響を与える危機事象により業務を長期間停止した場合には、保険者及び医療機関等の運営に大きな支障が生じるとともに、被保険者への医療の提供などにも支障を来す恐れがある。

災害等により事務所・職員等が相当の被害を受けても、限られた人員・資源を効率的に投入しながら業務をできる限り継続して実施しなければならない。

計画は、迅速に復旧作業を行うことで、本会及び保険者等の受ける損失を最小限に抑えることを目的として策定する。

2 基本方針

- ①保険者等への影響を最小限に止めるため、支払業務を優先業務とし、期日通りの支払いに努める。
- ②社会的要請から発生する災害時の特異な業務についても、優先的な対応を行う。(既往歴照会対応)
- ③優先業務を実施するために必要な場合は、その他の通常業務等は縮小または一時的に休止する。

3 既存文書等との関係

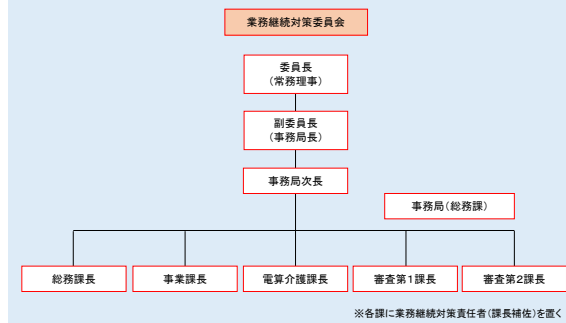
計画は、優先業務の実施という観点で必要な取り組みについて、下記文書等と関連させて具体化する。

<既存文書等>

- ①和歌山県国民健康保険団体連合会消防計画
- ②和歌山県国民健康保険団体連合会非常時連絡表
- ③ALSOK安否確認サービスの利活用

4 業務継続対策委員会と役割

<体制>

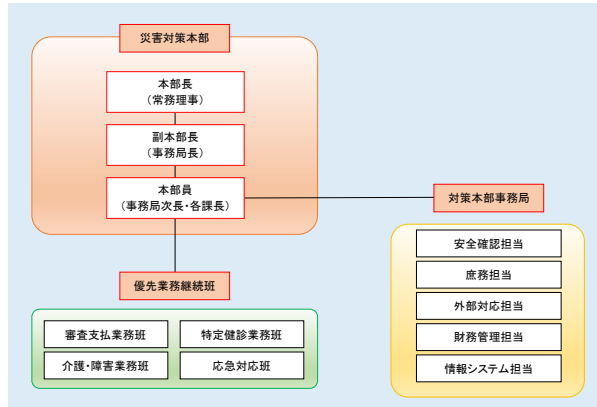


<事務所掌>

- (1) 計画の策定・改訂に関し、確認及び見直しを行う。
 - ・人事異動、組織の変更等による業務継続体制の変更
 - ・国、県の制度変更等による業務見直し
 - ・システムベンダー等外部関係者の体制変更等
- (2) 業務継続に係る事前対策の検討等を行う。
 - ・マニュアル作成
 - ・教育、訓練等の計画策定 等

5 災害時の体制と役割

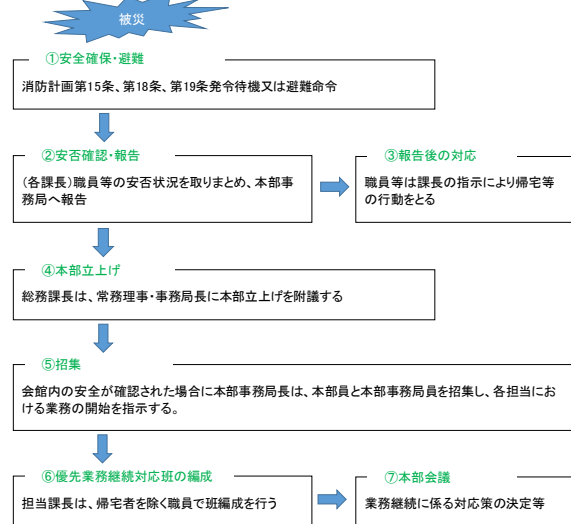
<体制>



- (1) 災害対策本部 (設置場所: 5階総務課)
業務継続に関する方針や方法の意思決定を行う。
- (2) 本部事務局
総務課、事業課、電算介護課が担当し、拠点の安全確認や被害状況等の情報収集や、外部機関等への対応、システム等の復旧対応などにあたる。
- (3) 優先業務継続班の体制と役割
事業課 (特定健診)、電算介護課 (介護・障害)、審査第1課、第2課が担当し、各審査支払業務の継続・早期復旧にあたる。

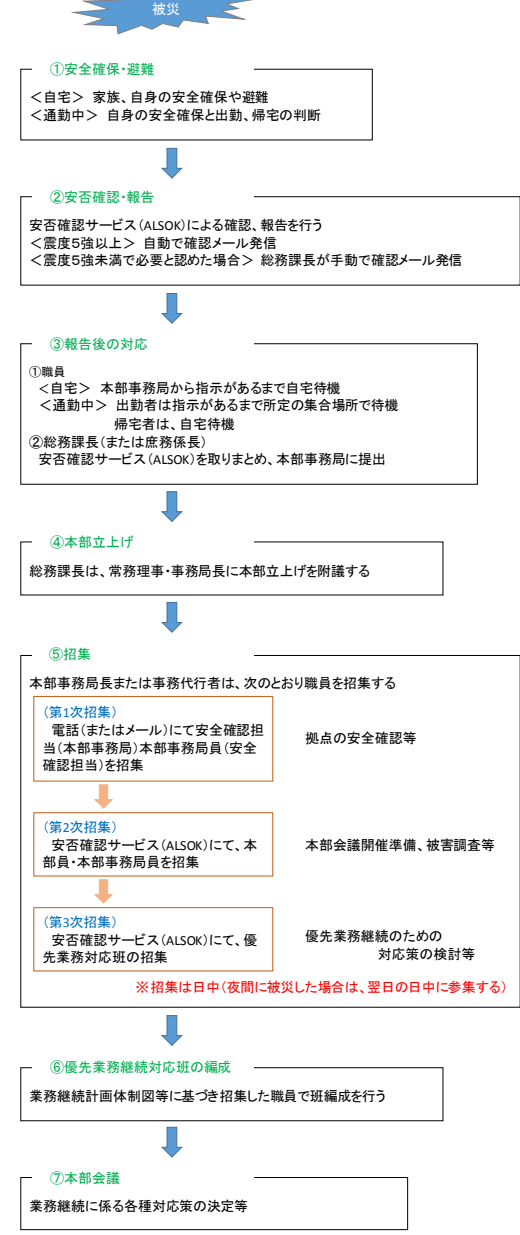
6 初動対応(就業時間内に被災した場合)

<体制>



6 初動対応(就業時間外に被災した場合)

<体制>



業務継続計画の概要(第1版対応)

7 優先業務対応

(1) 優先業務に必要な資源とその確保

①必要な資源

優先業務	業務資源		
	人員	情報システム	レセプト等
審査支払業務	22名	①オンライン請求システム ②国保総合システム ③後期高齢者医療請求支払システム ④データ集配信システム ⑤ファームバンキングシステム	・オンライン ・磁気媒体、紙（持参または郵送） ・バックアップデータを確保
介護・障害業務	5名	①介護保険審査支払等システム ②障害者総合支援給付審査支払等システム ③ファームバンキングシステム	・インターネット ・磁気媒体、紙（持参または郵送） ・バックアップデータを確保
特定健診業務	2名	①特定健診等システム ②ファームバンキングシステム	・オンライン ・磁気媒体（持参または郵送） ・バックアップデータを確保
既往歴照会対応業務	—	①国保総合システム ②K D Bシステム	—

②必要な資源の確保

(人員)

職員は、第三次招集を受け、出勤が困難な場合を除き、出勤可能な方法を確保する。

(拠点)

本部事務局は、業務継続に必要な執務場所、事務用品の確保などの環境整備を行う。

(情報システム)

情報システム担当は、優先業務継続対応班と連携し、各システムの復旧対応や委託電算会社等との調整にあたる。

(レセプト等)

優先業務継続対応班と情報システム担当は、レセプト等のデータについて、暫定措置等に必要なデータ及び復旧に必要なデータを特定し確保する。

(その他)

本部事務局（財務管理担当）は、各支払業務に必要な資金の把握や金融機関との調整を行う。

(2) 資源の被害シナリオとその対応

①拠点、情報システム

被害シナリオ			
ケース	拠点	情報システム	対応内容
1	×使用不能 ※1	×機能停止 ※1	業務継続が最も困難であり、拠点が使用可能になると、システム復旧を待って業務にあたる。
2	○使用可能	×機能停止	拠点が使用可能であるが、システムが停止しているため、システム復旧を待って業務にあたる。
3	○使用可能	○機能継続	拠点、システムが利用可能なため、被災後の業務スケジュールを確認して業務にあたる。

※1：倒壊や崩壊はしていないが、安全確認が取れていない状況や停電等により使用不能等の場合

②人員

平時の人員が揃わないことを想定する。

(3) 優先業務継続班の業務継続に係る対応策の作成

各優先業務継続班（①審査支払業務班②介護・障害業務班③特定健診業務班）は、被害シナリオの対応を実現するため、被災時期別の対応事項を選定し、スケジュールや手順等を作成する。

①審査支払業務班

<被災時期別の主な対応事項>

被災時期	対応事項
1日～10日	①医療機関等からの請求受付への対応 ○受付期間延長等に係る検討と周知 ○厚労省通知（概算請求等）に基づく業務手順準備 ・国保中央会との調整 ②保険者への対応 ○払込請求書等の作成と送付時期
11日～20日	①審査事務共助期間の検討 ②審査委員会の対応 ○開催の可否について検討 ・審査委員の安否確認 ○厚労省通知（定足数の変更等）に基づく暫定措置への対応 ○他府県連合会への審査事務委託の可否 ③保険者の払込期日等の検討（保険者被災時） ④指定金融機関並びに支払先銀行等との調整
21日～31日	①支払に係る暫定措置等への対応 ○支払日の延長等に係る検討と周知 ○指定金融機関並びに支払先銀行等との調整 ②共同処理業務期間または実施の検討 ③支払データ確定処理実施時期の検討
各被災時期共通	他府県連合会への支援要請の検討（災害時広域支援計画による）

②介護・障害業務班

(ア) 介護業務

<被災時期別の主な対応事項>

被災時期	対応事項
1日～10日	①介護事業所等からの請求受付への対応 ○紙請求の要件確認 ○受付期間延長等に係る検討と周知 ○厚労省通知（概算請求等）に基づく業務手順準備 ・国保中央会との調整 ②保険者等への対応 ○保険者等からの台帳整備不能対応 ○払込請求書等の送付時期 ③共同処理業務期間または実施の検討
11日～25日	①全国決済対応 ②審査期間の検討 ③審査委員会の対応 ○開催の可否について検討 ・審査委員の安否確認 ○厚労省通知（定足数の変更等）に基づく暫定措置への対応 ○他府県連合会への審査事務委託の可否 ④保険者の払込期日等の検討（保険者被災時） ⑤支払に係る暫定措置への対応 ○支払日の延長等に係る検討と周知 ○指定金融機関並びに支払先銀行等との調整
26日～31日	①支払データ確定処理実施時期の検討 ②保険者等への対応 ○払込請求書等の作成
各被災時期共通	他府県連合会への支援要請の検討（災害時広域支援計画による）

(イ) 障害業務

<被災時期別の主な対応事項>

被災時期	対応事項
1日～10日	①サービス提供事業所からの請求受付への対応 ○紙請求の要件確認 ○受付期間延長等に係る検討と周知 ○厚労省通知（概算請求等）に基づく業務手順準備 ・国保中央会との調整 ②市町村の払込期日等の検討（市町村被災時） ③指定金融機関並びに支払先銀行等との調整
11日～20日	①全国決済対応 ②審査期間の検討 ③二次審査実施の可否について検討 ④他府県連合会への審査事務委託の可否
21日～31日	①支払に係る暫定措置への対応 ○支払日の延長等に係る検討と周知 ○指定金融機関並びに支払先銀行等との調整 ②支払データ確定処理実施時期の検討 ③市町村等への対応 ○払込請求書等の作成と送付時期
各被災時期共通	他府県連合会への支援要請の検討（災害時広域支援計画による）

③特定健診業務班

<被災時期別の主な対応事項>

被災時期	対応事項
1日～5日	①健診機関等からの請求受付への対応 ○受付期間延長等に係る検討と周知 ○厚労省通知に基づく業務手順準備 ・国保中央会との調整
6日～31日	①保険者への対応 ○支払代行登録の確認 ○払込請求書等の作成と送付時期 ○払込期日等の検討（保険者被災時） ②受領書発送の実施検討 ③処理期間の検討 ④支払に係る暫定措置等への対応 ○支払日の延長等に係る検討と周知 ○指定金融機関との調整 ⑤受診券・利用券の作成 ⑥支払データ確定処理実施時期の検討
各被災時期共通	他府県連合会への支援要請の検討（災害時広域支援計画による）

※各業務班の具体的手順は、「優先業務対応手順書」による。

④急応対応班

急応対応班は、被災者既往歴等提供について、厚労省通知が発出された場合に対応するが、要請があった際には、まずは国保中央会へ連絡・相談する。

対応業務は、医療機関で既往歴や服薬の情報を把握できない方がいる場合に被災者の同意を得た医療機関及び保険者から照会を受け、り患情報の提供を行う。

システムは、レセプト画像の閲覧システム（レセプト管理システム）を使用するが、被災で使用不可の場合は、K D Bシステムを使用する。